

市県民税の申告のお知らせ

二月四日から、六十一年度の市県民税申告相談が始まります。個人の市県民税は市が税額を計算し、それを皆さんに通知して納めていただくしくみになっていますが、市が適正な課税を行うために皆さんから市県民税の申告書を提出していただき、それに基づいて計算することになっていきます。そこで、市県民税の申告のしかたについてお伝えします。

申告しなければならぬ方

- ◆六十二年一月一日現在、大館市に住んでおり、六十年中（一月～十二月）に所得のあった方。
- ◆給与所得者で、給与所得のほか、地代、家賃、農業などの所得のある方。
- ◆大館市に住んでいないが、六十二年一月一日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷がある方。

申告の必要のない方

- ◆所得税の確定申告書を税務署へ提出される方。
- ◆給与所得者で勤め先（事業所）から給与支払報告書を提出されている方で、給与以外の所得のない方。ただし、前年中に災害を受けたことによる雑損控除や、本人または家族の医療費控除を受けようとする方は、そのための申告が必要で。

正しい申告を期限内に

申告しなければならぬ方が申告をしなければならぬ場合は、一部の控除ができないほか、各種証明書（

市県民税 申告相談日



各地区の申告相談日は次のとおりです

期 日	受付相談区域 (行政区域町内別)	場 所
2/4(火)	午前 岩本、清水川、橋桁	矢立公民館
	午後 松原、寺ノ沢、陣場	
5(水)	午前 中羽立、長走、日景温泉	花岡公民館
	午後 白沢	
6(木)	午前 本郷上、繫沢	花岡公民館
	午後 本郷下、土日内	
7(金)	午前 二井山、観音堂、鳥内	花岡公民館
	午後 十三森、大森、神山、姥沢	
8(土)	午前 泉田、桜町、猫鼻、大森団地	花岡公民館
	午後 粕田・長森・白根山・泉田・花岡各団地、神山社宅、前田	
10(月)	午前 芦田子、寒神、小茂内、東二ツ屋	長木公民館
	午後 上代野、天下町1区・2区・3区	
11(火)	午前 大茂内、茂内新町、天下町4区、宮袋	長木公民館
	午後 下代野	
12(水)	午前 板子石、釈迦内雇用促進住宅	釈迦内公民館
	午後 向羽立、日景町、小釈迦内	
13(木)	午前 獅子ヶ森、山神台、釈迦内中台	釈迦内公民館
	午後 長面、長面袋	
14(金)	午前 大通、中通、上通、高館下、松峰	釈迦内公民館
	午後 商人留、日鏡、二ツ森、県市営住宅	
15(土)	午前 沼館、鉦町	釈迦内公民館
	午後 松木、上袋	
17(月)	午前 板沢	真中公民館
	午後 櫃崎	
18(火)	午前 小袴、大披、出川、高戸谷	真中公民館
	午後 赤石、下川原	

〈申告時間〉 午前……9時30分から正午まで
午後……1時から4時まで
※2月19日以降の申告相談日については次号でお知らせします。
◆申告相談の問合せ先 税務課民税保険税係
☎49-3111 内線230、231

申告のとき、持参するもの

- ・申告書と印鑑（申告書には住所、氏名を記入してください）。
- ・六十年中に支払った医療費、生命保険料、国保または社会保険料の支払いを証明するもの。

農業所得の皆さんへ

- ・六十一年中に災害、盗難、横領などで損害を受けた方は、それを証明できるもの。
- ・給与所得者で、給与以外の所得のある方は、源泉徴収票。
- ・営業者は、申告書に同封された計算書（記入のうえ）帳簿など関係書類。
- ・大型農機具を購入した方は、それを証明できる書類と領収書。

譲渡所得の申告

譲渡所得のある方で、税務署へ申告する方は、市県民税の申告の必要はありませんが、農業所得について前もって相談を受ける場合は、早めにご相談ください。

確定申告（所得税）対象の方

税務署から所得税の確定申告書が郵送されている方は、税務署へ申告してください。（税務署へ申告した場合は、市県民税の申告は必要ありません）

営業所得者の皆さんへ

営業所得があると思われる方には、収支計算用紙を申告書に同封しますので、自分で所得金額を計算して申告書に添付してください。（六十一年中に新たに事業を開始した方で、収支計算用紙が同封されない場合は、税務課へ連絡ください）